

# 平成29年度団体戦競技会

## ローカル・ルール

1. アウトオブバウンズ（規則27-1）
  - (a) アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
  - (b) 現にプレーするホールにおいて、アウトオブバウンズの境界を超えて他のホールのインバウンズに止まっても、その球はアウトオブバウンズとする。
2. ラテレル・ウォーターハザード（規則26）

ラテレル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
3. 修理地（規則25-1）

修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。

  - (a) 張り芝の継ぎ目：規則付I（B）4eを適用する。（ゴルフ規則163ページ参照）スルーザグリーンの張り芝の継ぎ目（その芝自体を除く）は修理地とみなされる。しかしながら、継ぎ目がプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体は規則25-1に基づく障害とはみなされない。球がその継ぎ目の中にあるか、触れている場合、またはその継ぎ目が意図するスイング区域の障害となる場合、規則25-1に基づいて救済を受けることができる。張り芝の区域内のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目とみなされる。このローカルルールの違反の罰は、2打。
  - (b) クローズド(Closed)の標示のある予備グリーンはプレー禁止の修理地(スルーザグリーン)とし、その上に球がある場合及びスタンスがかかる場合、競技者は、ゴルフ規則25-1b(i)の救済を受けなければならない。このローカルルールの違反の罰は、2打。
4. 動かさない障害物（規則24-2）
  - (a) 排水溝
  - (b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝（その道路の一部とみなす）
  - (c) 動かさない障害物と定義づけされている区域に近接し白線が引かれた区域は、修理地ではなく、その障害物の一部とみなす。
  - (d) 防球ネットが動かさない障害物となる場合、その障害物の上を越えたり、中や下を通さずにニヤレスポイントを決めなければならない。このローカルルールの違反の罰は、2打。
5. コースと不可分の部分  
樹木保護のための巻物施設(まき網など)はコースと不可分の部分とする。
6. スルーザグリーンで、地面に自分で作ったピッチマークに球がくい込んでいるときは、その球は罰なしに拾い上げてふき、ホールに近づかず、しかも球の止まっていた箇所のできるだけ近い所にドロップすることができる。ドロップの際、球はスルーザグリーンのコース上に直接落ちなければならない。
7. プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーやパートナー、相手、またはそのいずれかのキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。

その球やボールマーカーは規則18-2, 18-3, そして規則20-1に規定されている通りにリプレースされなければならない。

このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。

